



第1章
計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

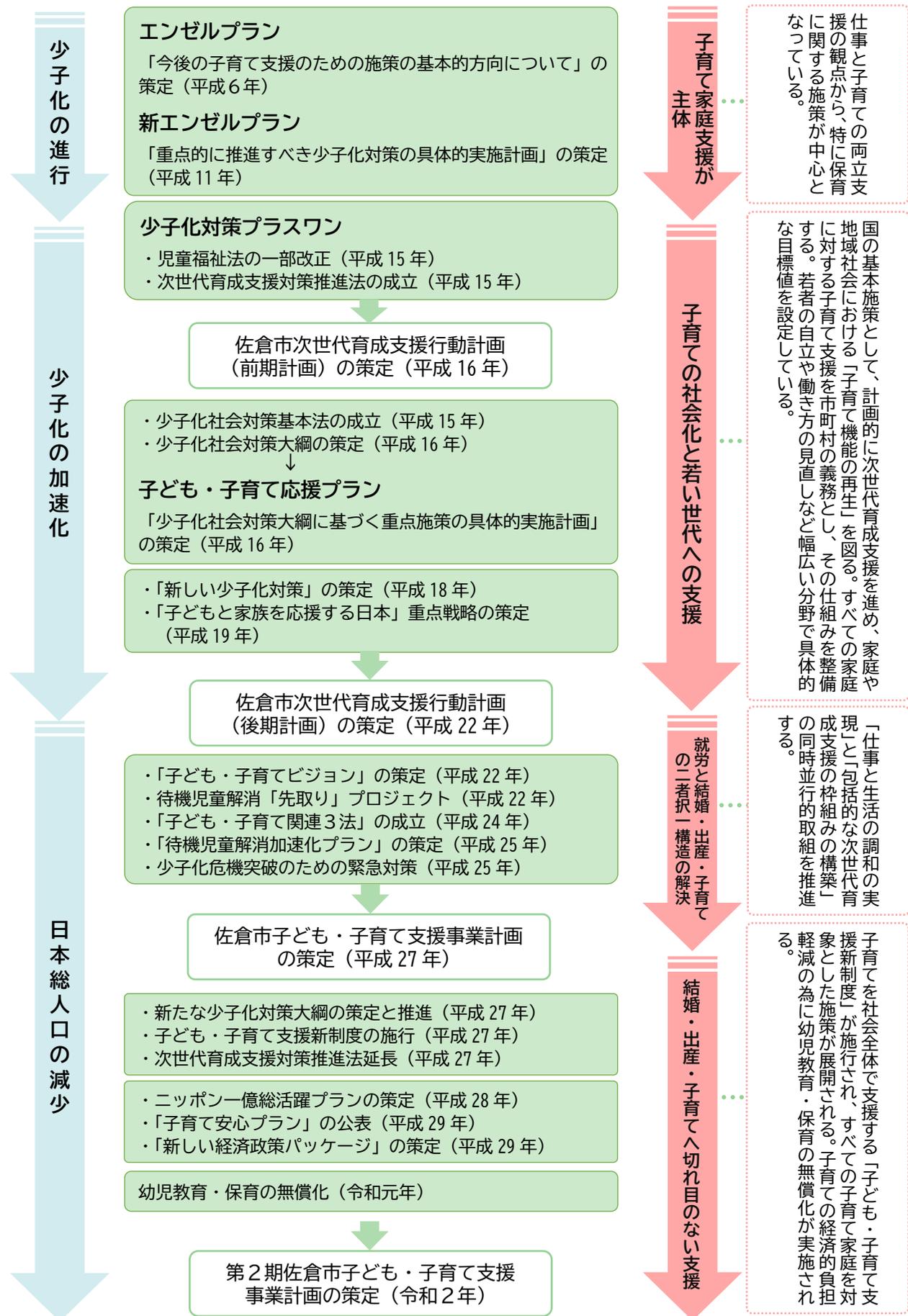
我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化しています。また、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなど、地域社会のつながりの希薄化などが大きな問題となってきています。さらに、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

このような社会情勢を背景に、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

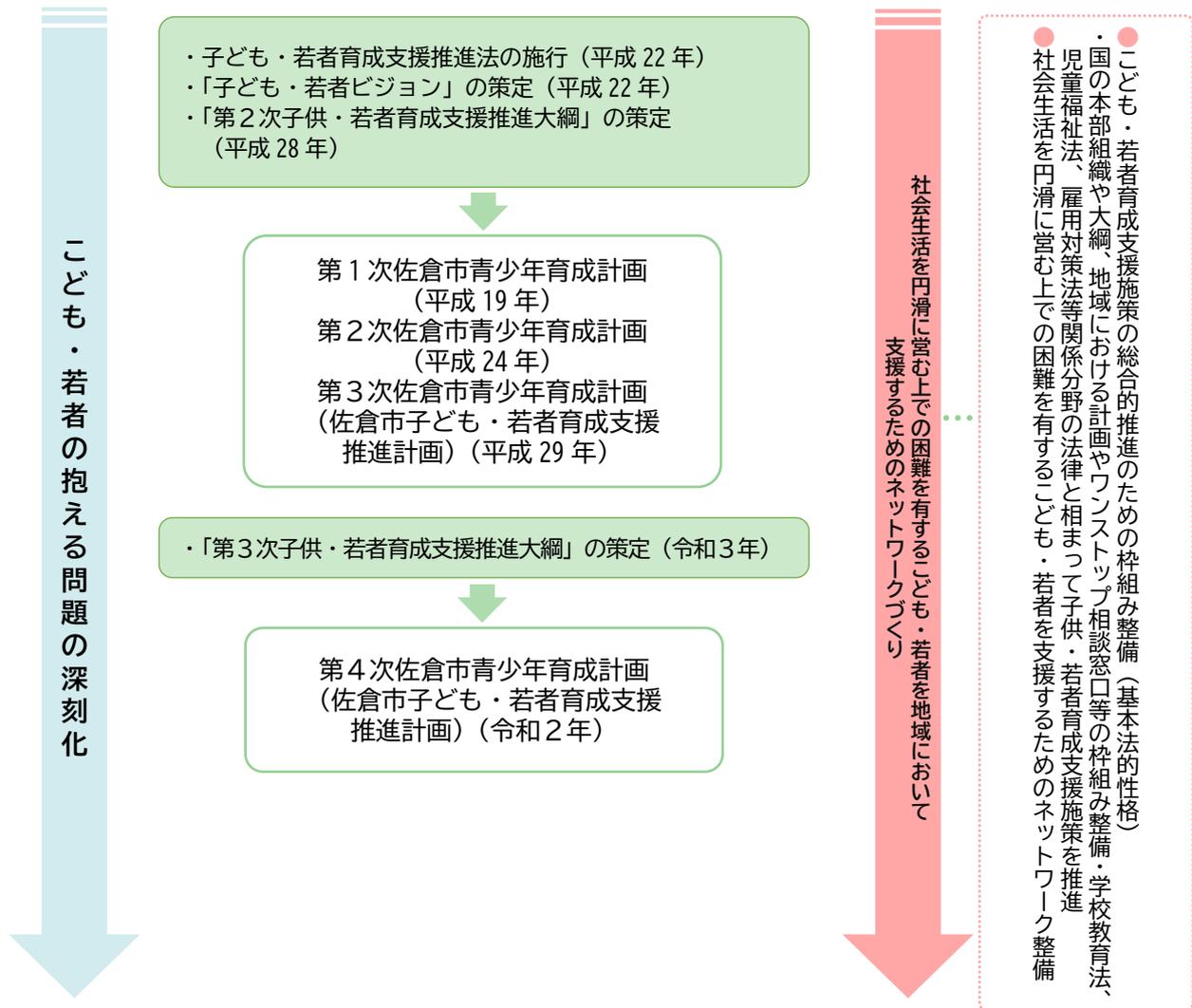
近年の重要な展開として、令和4年に児童福祉法が改正されました。児童虐待など子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るものです。令和5年4月には、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。令和6年には子ども・子育て支援法が改正され、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるものです。このように、「こどもまんなか社会」の実現、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要な進展がみられました。

佐倉市こども計画（以下、「本計画」という。）は、これらの社会情勢や国の動向を踏まえて策定した、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく一体的な計画です。妊娠から出産、育児を経て、生まれた子が成長して大人になるまでの切れ目のない支援を、一体的に計画しています。

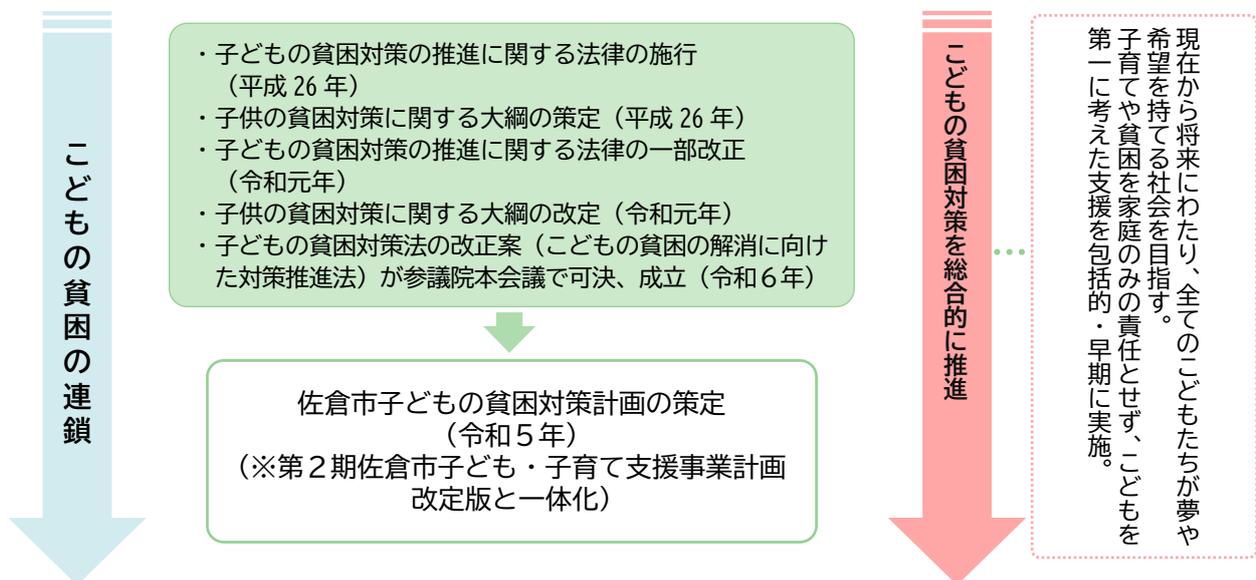
① 国の少子化対策の流れと第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定までの流れ



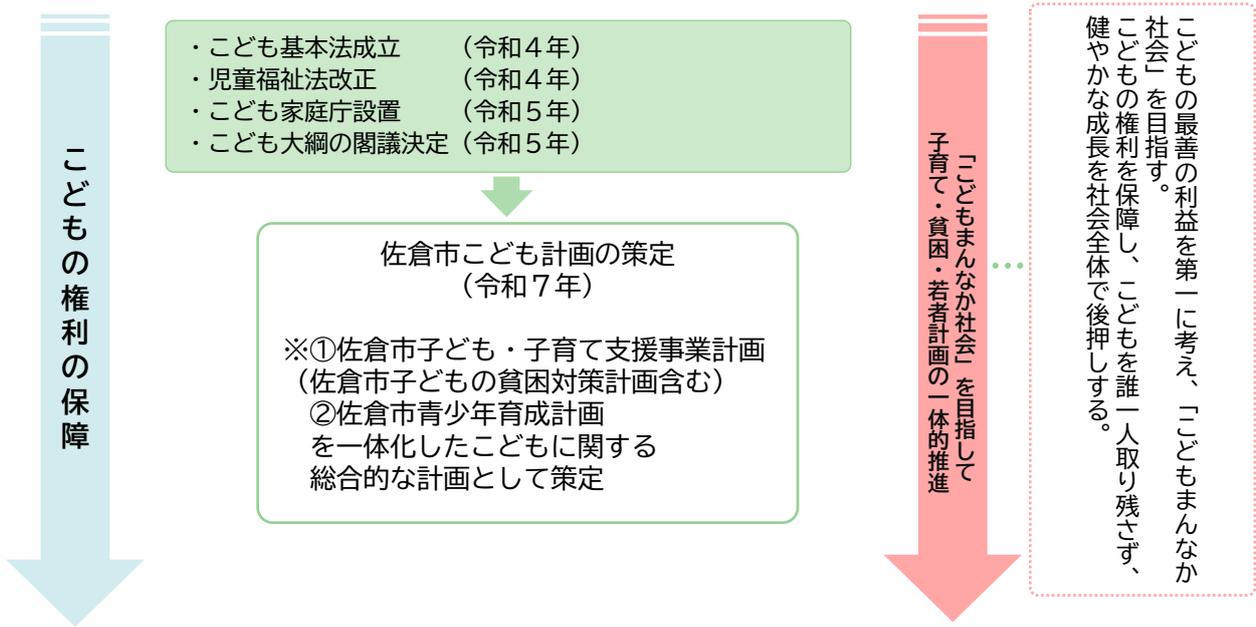
② 国の子ども・若者育成支援の流れと佐倉市子ども・若者育成支援推進計画策定までの流れ



③ 国の子どもの貧困対策の流れと佐倉市子どもの貧困対策計画策定までの流れ



④ 国の子ども政策の推進と佐倉市子ども計画策定までの流れ

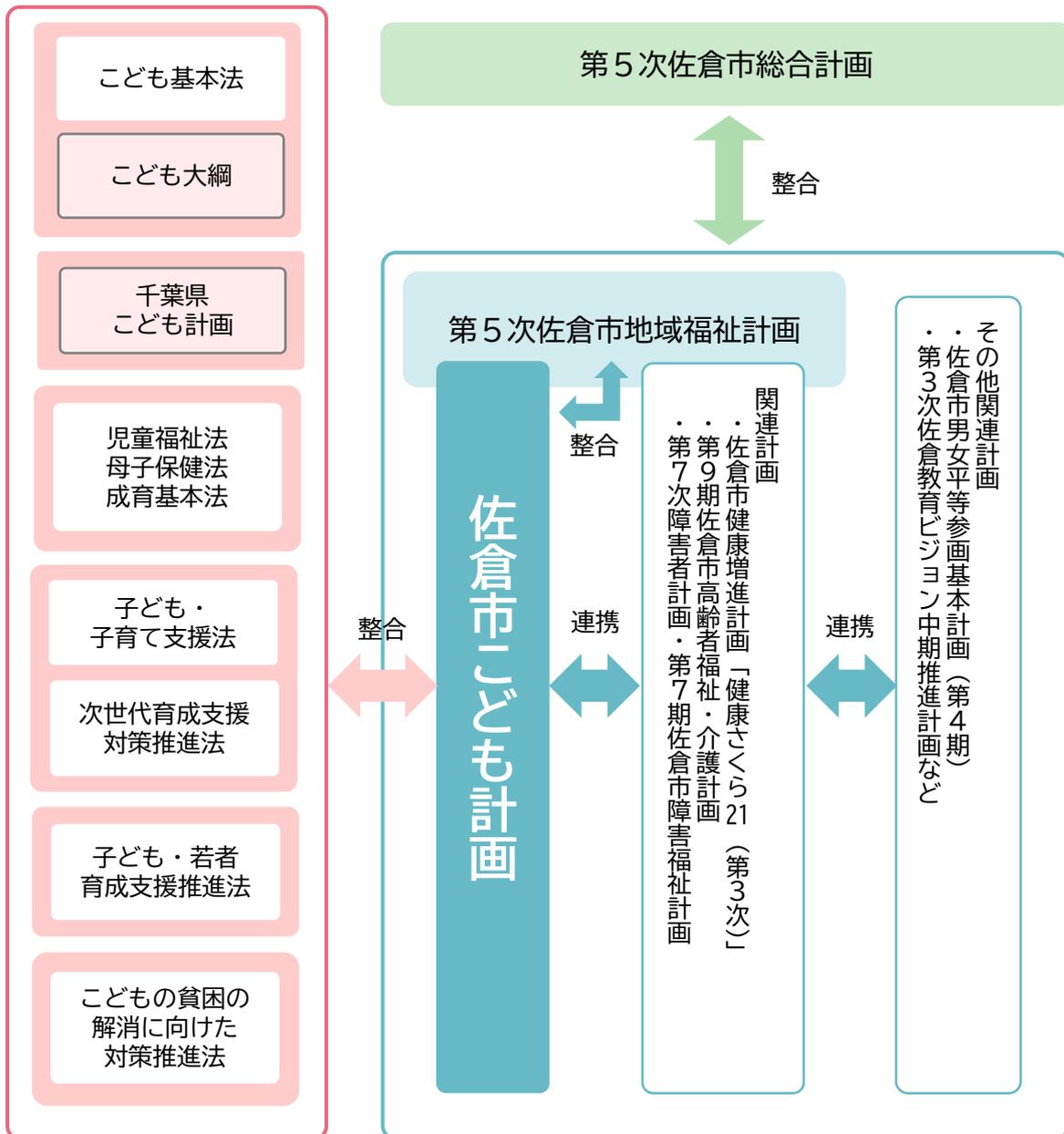


2 計画の位置づけ

(1) 関連する法令や計画との関係性

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき、こども大綱や千葉県こども計画を勘案し、策定するものです。佐倉市のこども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当し、第2期計画と同様、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ち、少子化対策のための行動計画と一体のものとして位置づけています。また、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「こどもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」を包含しています。

なお、本計画は、「第5次佐倉市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図り策定するものです。



(2) SDGsとの関係性

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称です。2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択されたもので、国連に加盟している193か国が、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)の15年間で達成するために掲げた目標です。

SDGsは、国際交流が深まり経済活動が活発化し豊かになる一方で、所得格差による貧困や飢餓、自然環境が破壊され、経済・社会の基盤となる地球の持続可能性が危ぶまれたことに起因して、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、17のゴールと169のターゲットを掲げ、各国で積極的に取り組まれています。

佐倉市では、SDGsが掲げる多様な目標やターゲットの追及が、地域課題を解決し、地域創生に資するものと捉えていることから、本計画で整理した施策を展開することで、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現に寄与することを目指しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業などすべての個人及び団体を対象とします。

なお、本計画における「子ども」は、年齢により区切るものではなく、子ども基本法の趣旨に鑑み、「心身の発達の過程にある者」を広く含んだ概念としています。

また、本計画における「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）及びポスト青年期（青年期を過ぎ、40歳未満）の者としています（以下、本計画では、青年期とはポスト青年期を含めたものとします。）。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
		佐倉市こども計画						次期計画

第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画
第4次佐倉市青少年育成計画

第4次佐倉市青少年育成計画は、令和7年度末までの計画でしたが、佐倉市こども計画策定のタイミングに合わせて、佐倉市こども計画に内包されます。

5 計画の策定方法

本計画は、市民や保育の専門家等から選ばれた委員により構成する「佐倉市子育て支援推進委員会」において計画の協議、検討を行いました。また、青少年の健全育成に係る関係機関や有識者で構成される「佐倉市青少年問題協議会」からも学童期・思春期、青年期等に対する意見を聴取するとともに、市役所の関係各課で構成する「佐倉市こども計画庁内検討会」を設置し、事業間の調整や今後の方針など、具体的な施策の検討を行いました。

さらに、令和6年5月～6月に実施した子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果や令和6年8月～10月に実施した高校生ワークショップ、令和7年2月～3月に実施したパブリックコメントなど広く市民の方の意見をお聞きして策定しました。



第2章

佐倉市のこども・若者の現状

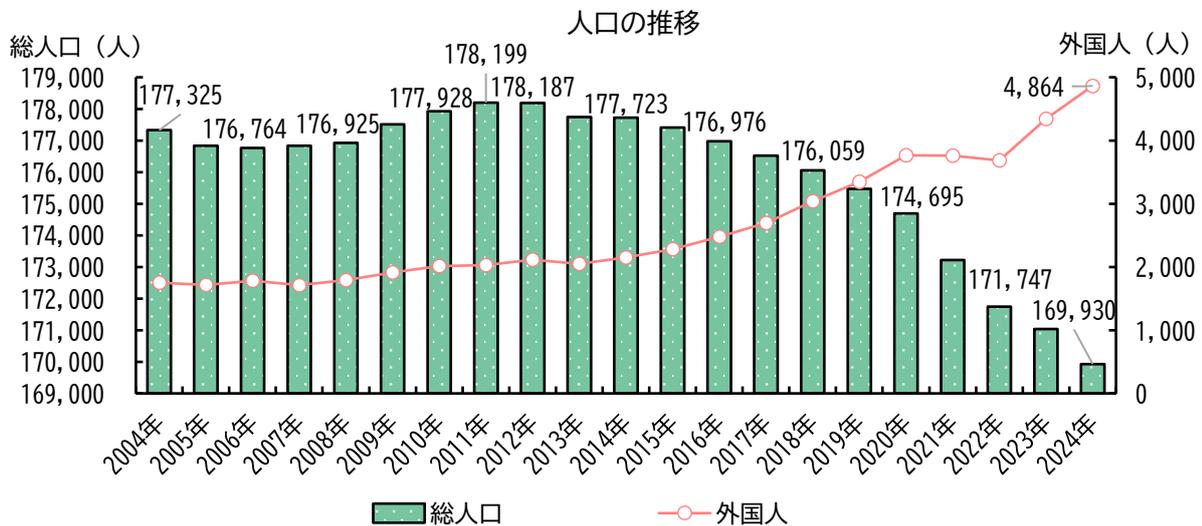
第2章

佐倉市のこども・若者の現状

1 総人口と世帯等の推移

(1) 人口の推移

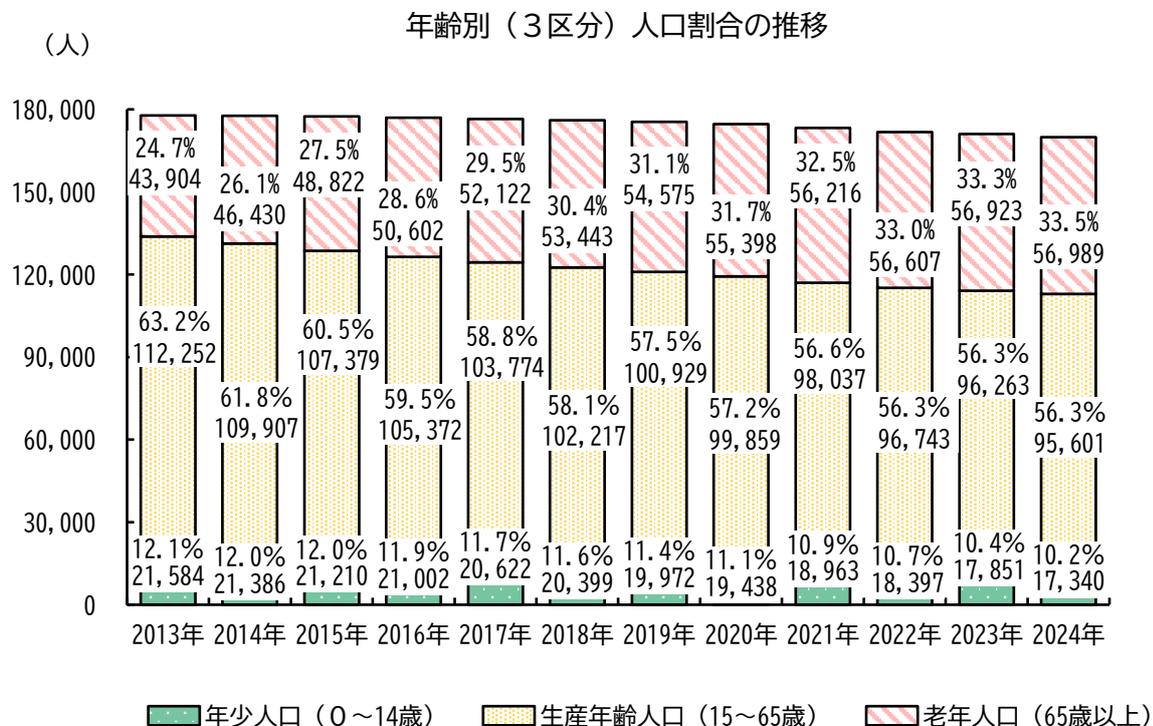
本市の人口は平成23(2011)年をピークに減少傾向となり、令和6(2024)年には17万人を割り込みました。外国人は近年増加しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末。外国人を含む）

(2) 年齢別（3区分）人口割合の推移

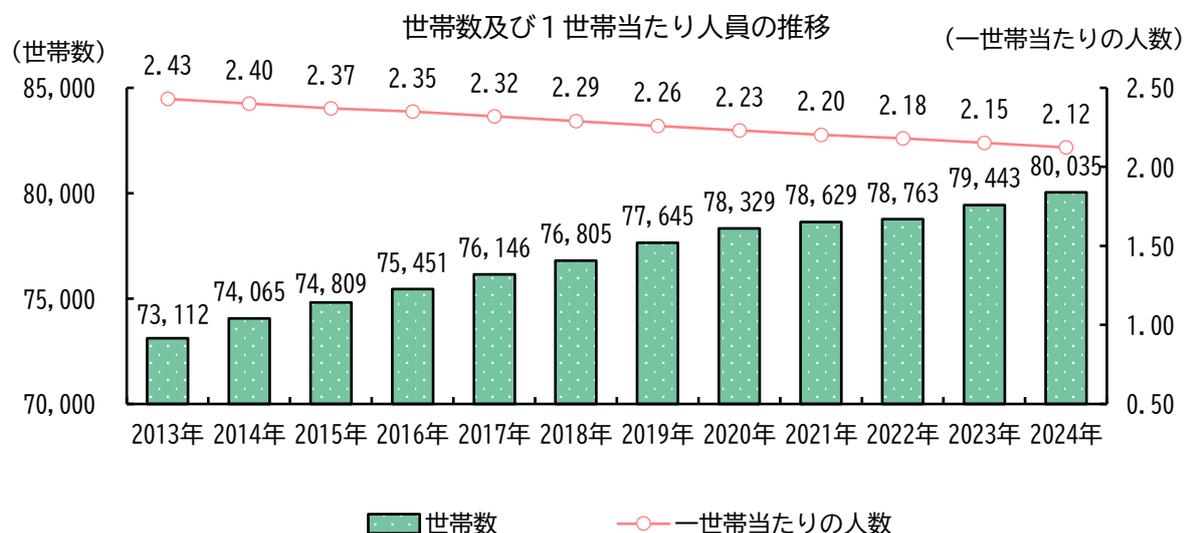
本市の老年人口は増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末。外国人を含む）

(3) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

本市では、人口が減少している一方で世帯数は増加しており、一世帯当たりの人数は減少しています。

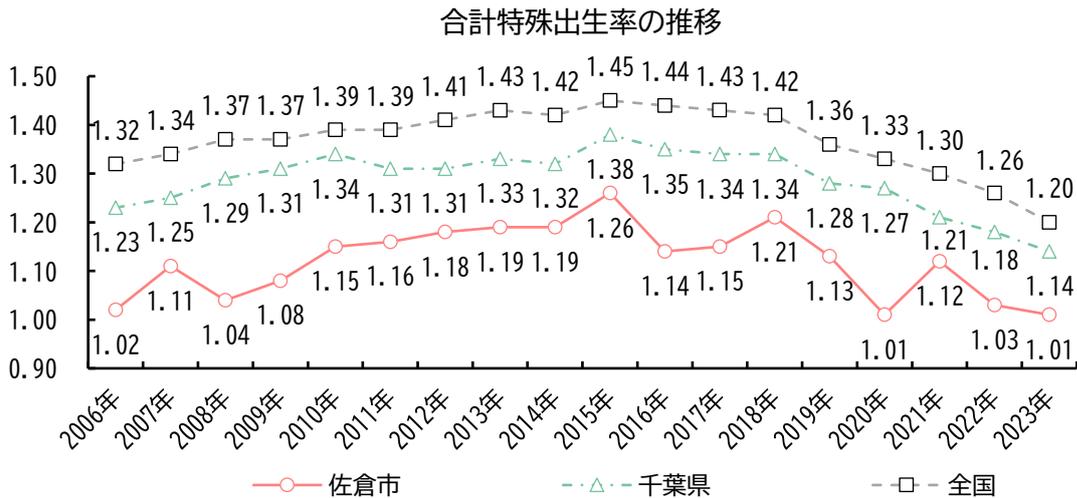


資料：住民基本台帳（各年3月末。外国人を含む）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

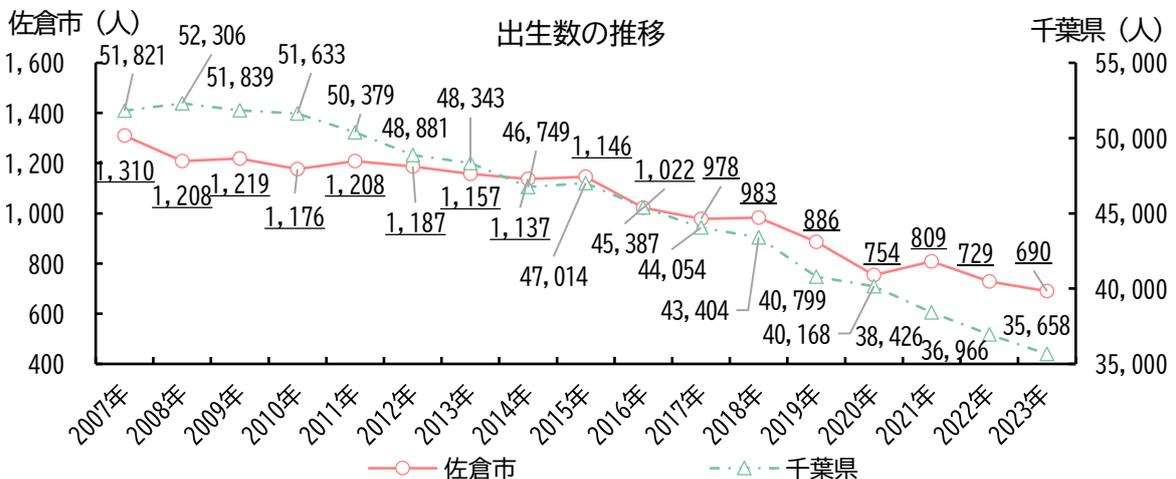
本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成 27 (2015) 年には 1.26 まで回復しました。しかし、その後再び増減を繰り返し、令和 5 (2023) 年には 1.01 まで減少しています。千葉県、全国に比べても大きく下回っています。



(2) 出生数の推移

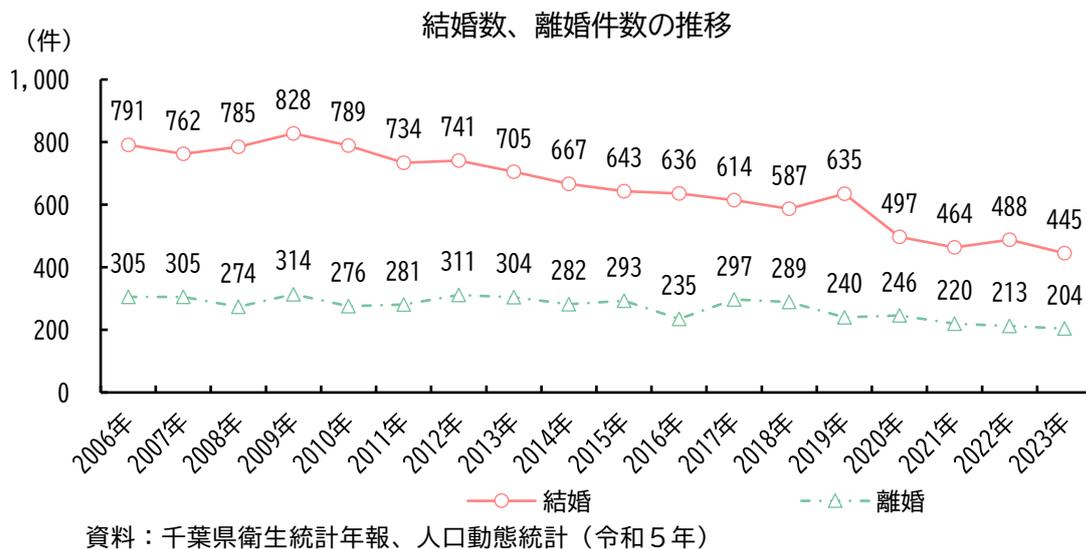
本市の出生数の推移をみると、平成 29 (2017) 年に 1,000 人を下回り、令和 5 (2023) 年には 700 人を割り込みました。

千葉県の出生数は、平成 24 (2012) 年以後は急激に減少傾向となり、令和 5 (2023) 年には約 35,658 人まで減少しています。



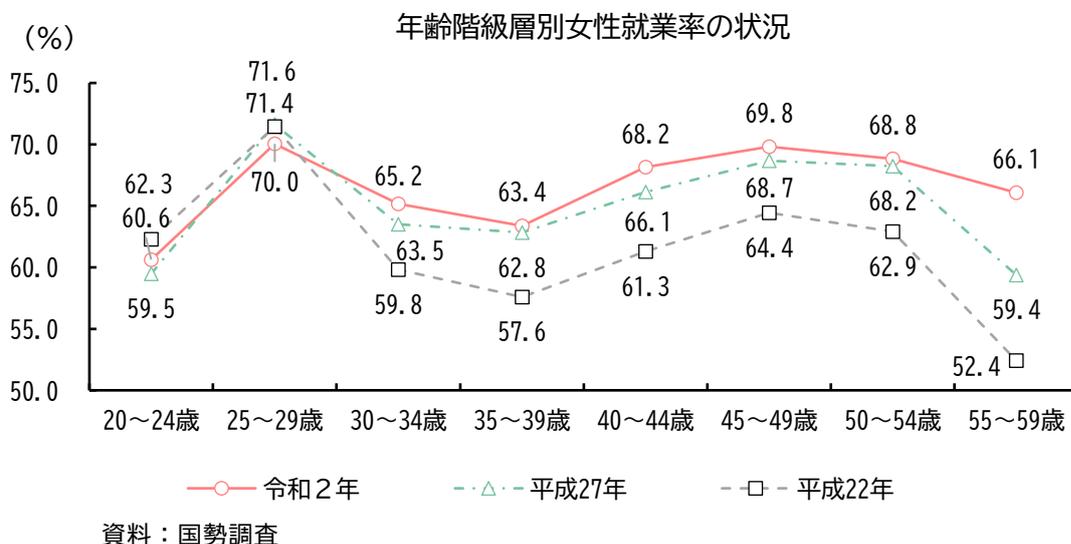
(3) 結婚数、離婚件数の推移

本市の結婚件数についてみると、平成22(2010)年からは減少傾向となり、令和2(2020)年には500件を割り、令和5(2023)年では445件となっています。離婚の件数は年度により増減がありますが、300件前後で推移し、令和5(2023)年には204件まで減少しています。



(4) 年齢階級層別女性就業率の状況

本市の女性の就業率は、出産や育児により低下し、こどもの成長とともに上昇する傾向にあり、20歳代と40～50歳代を2つの頂点とし、30歳代を谷とするM字カーブを描いています。年齢階層別の女性就業率の推移をみると、平成22年から令和2年でM字カーブが次第に緩やかになっていることから、子育てをしながら就労する女性が増加していることが考えられます。



3 子育て支援サービスの現状

(1) 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の状況

令和6年5月1日時点で、本市には、公立幼稚園が1園、私立幼稚園が4園、認定こども園8園の合計13園あります。

地区別でみると、佐倉区域に4園、根郷区域には1園、臼井・千代田区域に3園、志津北部区域に3園、志津南部区域に2園あります。

市内の幼稚園の認可定員の合計は令和6年5月1日時点で1,590人、認定こども園（幼稚園部分）の認可定員は993人となっています。区域別では、臼井・千代田区域で幼稚園と認定こども園（幼稚園部分）の合計で795人と最も多くなっています。

増加する保育ニーズへの対応のため、預かり保育の充実や認定こども園へ移行する幼稚園が増えていきます。

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）入園児数

(単位：人)

年度	公・私	園数	認可定員	園児総数	3歳	4歳	5歳
H28年度	公立	3園	290	80	-	45	35
	私立	10園	2,980	2,314	716	788	810
	認定こども園	1園	25	23	8	7	8
H29年度	公立	3園	290	83	-	36	47
	私立	9園	2,710	2,243	688	768	787
	認定こども園	2園	98	67	28	20	19
H30年度	公立	3園	290	71	-	33	38
	私立	8園	2,610	2,057	607	702	748
	認定こども園	3園	179	149	38	60	51
H31年度 (R元年度)	公立	3園	290	79	-	47	32
	私立	7園	2,340	1,685	510	555	620
	認定こども園	4園	374	382	132	115	135
R2年度	公立	3園	290	64	-	15	49
	私立	5園	1,840	1,210	348	426	436
	認定こども園	7園	659	642	191	249	202
R3年度	公立	3園	290	29	-	12	17
	私立	5園	1,840	1,135	351	347	437
	認定こども園	7園	659	637	198	199	240
R4年度	公立	3園	290	30	-	16	14
	私立	5園	1,840	1,328	293	376	359
	認定こども園	7園	659	572	172	201	199
R5年度	公立	3園	290	17	-	1	16
	私立	4園	1,380	702	220	224	258
	認定こども園	8園	993	762	206	250	306
R6年度	公立	1園	210	8	-	7	1
	私立	4園	1,380	656	194	231	231
	認定こども園	8園	993	675	313	335	383

資料：学務課、こども政策課（各年5月1日時点）

区域別幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の認可定員、入園児数

(単位：人・%)

区域	認可定員	入園児数	入園率
佐倉区域	705	368	52.2
根郷・和田・弥富区域	73	23	31.5
臼井・千代田区域	795	396	49.8
志津北部区域	625	295	47.2
志津南部区域	385	257	66.8
合計	2,583	1,339	51.8

資料：学務課、こども政策課（令和6年5月1日時点）

(2) 保育園等の状況

令和6年4月1日時点で、本市には、公立保育園が6園、私立保育園が26園、私立の認定こども園が8園、小規模保育事業等が3園、合計43園あります。

地区別で見ると、佐倉区域に7園、根郷・和田・弥富区域に7園、臼井・千代田区域に10園、志津北部区域に9園、志津南部区域に10園あります。

市内の保育園等の認可定員の合計は令和6年4月1日現在2,989人となっています。公立と私立で分けると、公立728人に対して私立が2,261人です。

地区別では、幼稚園と同様に、人口の多い志津地区で1,379人と最も多くなっています。各年4月1日時点の待機児童数については、令和3年以降は0人となっています。

保育園等入園児数

(単位：人)

年度	公・私	園数	認可定員	園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上
H28年度	公立	7園	828	809	34	268	507
	私立	22園	1,278	1,244	67	487	690
H29年度	公立	7園	828	819	40	275	504
	私立	29園	1,618	1,444	79	593	772
H30年度	公立	7園	828	781	39	244	498
	私立	31園	1,737	1,572	91	627	854
H31年度 (R元年度)	公立	7園	828	753	32	231	490
	私立	32園	1,866	1,715	102	653	960
R2年度	公立	7園	828	731	38	219	474
	私立	36園	2,025	1,820	84	681	1,055
R3年度	公立	7園	828	709	34	214	461
	私立	37園	2,091	1,813	66	659	1,088
R4年度	公立	7園	828	638	19	196	423
	私立	37園	2,091	1,906	110	677	1,119
R5年度	公立	7園	828	568	21	171	376
	私立	38園	2,187	2,081	91	769	1,221
R6年度	公立	6園	728	492	16	161	315
	私立	37園	2,261	2,116	92	771	1,253

資料：こども保育課（各年4月1日時点）

区域別保育園等の認可定員、入園児数

(単位：人・%)

区域	認可定員	入園児数	入園率
佐倉区域	576	549	95.3
根郷・和田・弥富区域	443	338	76.3
臼井・千代田区域	591	535	90.5
志津北部区域	678	618	91.2
志津南部区域	701	568	81.0
合計	2,989	2,608	87.3

資料：こども保育課（令和6年4月1日時点）

※入園率は、小数点第2位を四捨五入

待機児童数

(単位：人)

年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
待機児童数	34	41	0	15	29	11	0	0	0	0

資料：こども政策課（各年4月1日時点）



赤ちゃん、ママ、パパが笑顔になるまちを目指して

佐倉市では、赤ちゃん、ママ、パパを地域ぐるみで見守ることで、子育てに優しい環境を整備する「佐倉市 WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」を推進しています。令和7年1月現在、市内47企業に賛同いただき、子育て支援の輪が広がっています。主な取組内容は以下のとおりです。



「赤ちゃんの駅」登録マーク

① 「泣いてもいいよ」ステッカー等の配布

佐倉市は、子育て中のママやパパ、赤ちゃんを見守り応援する「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」（エキサイト株式会社）の趣旨に共感し、千葉県内の自治体として初めて賛同しました。周囲の「赤ちゃん、泣いてもいいよ」の思いを可視化するために、ステッカーや缶バッジ等啓発グッズを配布しています。

② 赤ちゃんの駅

授乳やおむつ替え等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し可視化することで、乳幼児を連れたママ、パパが安心して外出できる環境づくりをしています。

③ 子育て応援自動販売機の設置

おむつや液体ミルクを扱った子育て応援自動販売機を佐倉図書館等新町活性化複合施設「夢咲くら館」に設置しました。

④ 子育て応援バスラッピング

市全体で子育てに優しい機運の醸成を図っていくため、こどもたちからイラストを募集し、ちばグリーンバスのラッピングデザインとして採用しました。「赤ちゃん、ママ、パパ、みんなの笑顔があふれるまち佐倉」をテーマにしたイラストが53作品集まり、そのうちの1作品をラッピングした路線バスが令和6年11月から1年間佐倉市を中心に運行しています。

(3) 学童保育所の状況

令和6年4月1日時点で、市内には各小学校区に1か所以上の学童保育所があります。
 (公立：34か所、私立：3か所) 定員数の合計は1,915人となっており、地区別では青菅小学校区域の195人が最も多くなっています。毎日利用していない方もいるため、平日の定員に対する利用者の割合は49.8%となっていますが、学童保育所の利用登録者数の合計は1,886人で、平日の定員数に対する登録者の割合は98.5%となっています。登録者の増加に合わせて施設整備を進めていますが、平成29年度以降待機児童が発生している状況です。

学童保育所登録者数

(単位：人)

年度	公・私	か所数	定員数	登録者数	うち1～3年生	うち4～6年生
H28年度	公立	29 か所	1,430	1,222	925	297
	私立	5 か所	230	297	231	66
H29年度	公立	30 か所	1,535	1,325	990	335
	私立	3 か所	170	243	167	76
H30年度	公立	30 か所	1,535	1,402	1,056	346
	私立	3 か所	170	229	152	77
H31年度 (R元年度)	公立	30 か所	1,535	1,466	1,117	349
	私立	3 か所	170	224	165	59
R 2 年度	公立	32 か所	1,650	1,547	1,160	387
	私立	3 か所	170	209	135	74
R 3 年度	公立	33 か所	1,690	1,528	1,190	338
	私立	3 か所	170	186	120	66
R 4 年度	公立	33 か所	1,690	1,498	1,204	294
	私立	3 か所	170	184	122	62
R 5 年度	公立	34 か所	1,745	1,654	1,261	393
	私立	3 か所	170	160	100	60
R 6 年度	公立	34 か所	1,745	1,728	1,336	392
	私立	3 か所	170	158	100	58

資料：こども保育課（各年4月1日時点）

区域別学童保育所の定員数、登録者数、平均利用人数

(単位：人・%)

区域	か所数	定員数	登録者数		登録者数 /定員数	平均利用 人数(平日)	平均利用人数 (平日)/定員
			1~3年	4~6年			
佐倉小学校区域	2	120	92	36	106.7	71	59.1
内郷小学校区域	1	65	35	18	81.5	33	50.6
佐倉東小学校区域	1	60	31	9	66.7	18	29.5
白銀小学校区域	1	40	47	13	150.0	27	66.3
根郷小学校区域	2	115	78	40	102.6	75	65.2
寺崎小学校区域	3	115	130	20	130.4	83	72.4
山王小学校区域	1	65	26	13	60.0	22	33.5
和田小学校区域	1	30	9	10	63.3	10	34.7
弥富小学校区域	1	50	7	12	38.0	12	24.8
臼井小学校区域	1	50	23	9	64.0	18	35.2
印南小学校区域	1	70	24	3	38.6	19	27.4
千代田小学校区域	1	65	46	21	103.1	32	49.2
間野台小学校区域	2	70	93	9	145.7	70	99.6
王子台小学校区域	2	55	56	4	109.1	51	93.1
染井野小学校区域	1	45	26	13	86.7	17	38.4
志津小学校区域	2	100	79	27	106.0	51	50.9
井野小学校区域	3	145	113	30	98.6	68	46.6
小竹小学校区域	2	70	50	13	90.0	33	47.3
青管小学校区域	4	195	116	55	87.7	25	12.7
上志津小学校区域	2	110	80	33	102.7	52	47.0
下志津小学校区域	1	65	56	14	107.7	31	47.2
南志津小学校区域	1	65	66	9	115.4	43	66.8
西志津小学校区域	3	150	153	33	124.0	95	63.1
合計	39	1,915	1,436	444	98.2	955	49.8

※平均利用人数は令和5年度の平均値

※井野小学校区域、小竹小学校区域及び間野台小学校区域において、区域を越えて同一施設を利用しているため、2か所が重複して計上されています。

資料：こども保育課（令和5年4月1日時点）

待機児童数

(単位：人)

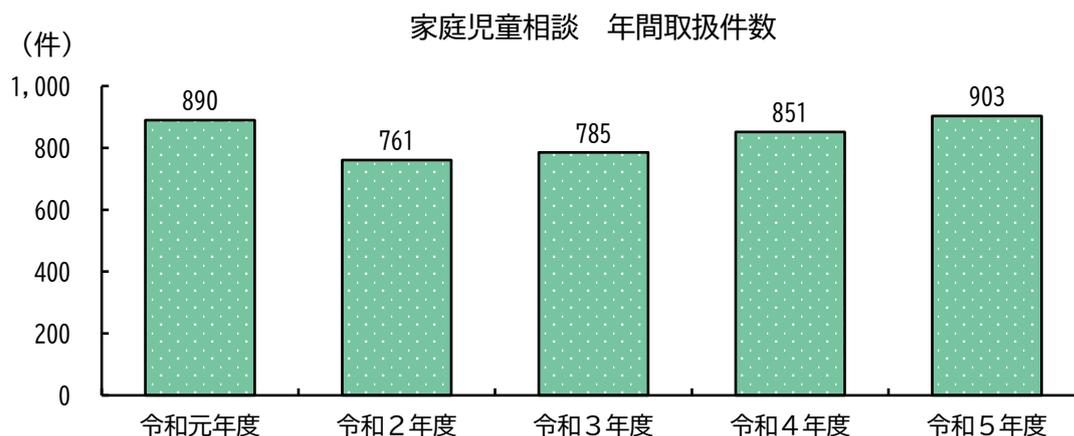
年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
待機児童数	0	0	19	20	30	41	7	33	4	58

資料：こども保育課（各年4月1日時点）

4 こども・若者を取り巻く状況

(1) 家庭児童相談 年間取扱件数

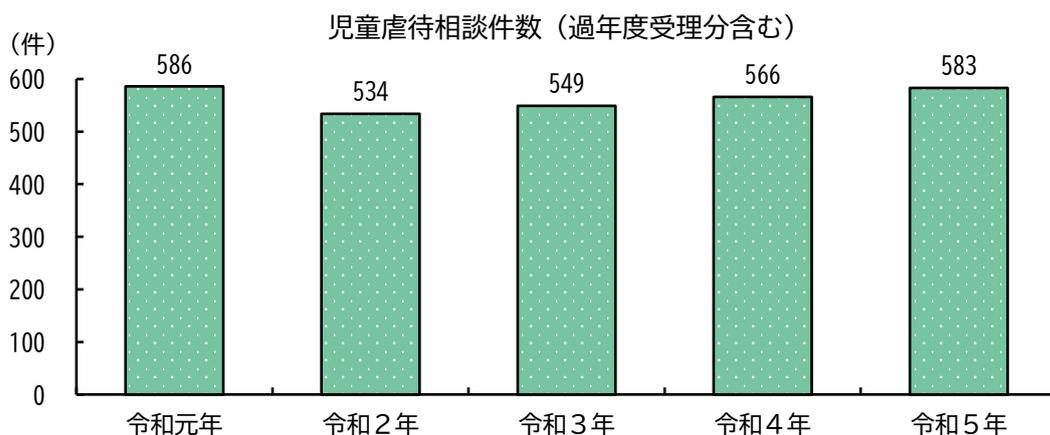
本市の家庭児童相談の年間取扱件数は令和2年度以降増加しており、令和5年度で903件となっています。



資料：庁内資料

(2) 児童虐待相談件数（過年度受理分含む）

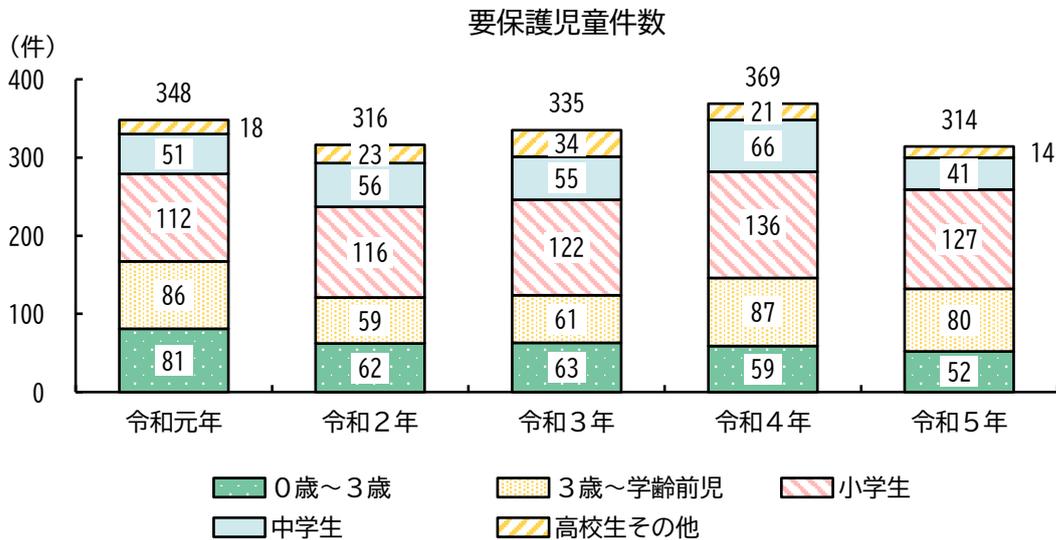
本市の児童虐待相談件数は増加しており、令和5年に583人となっています。



資料：こども家庭課

(3) 要保護児童件数

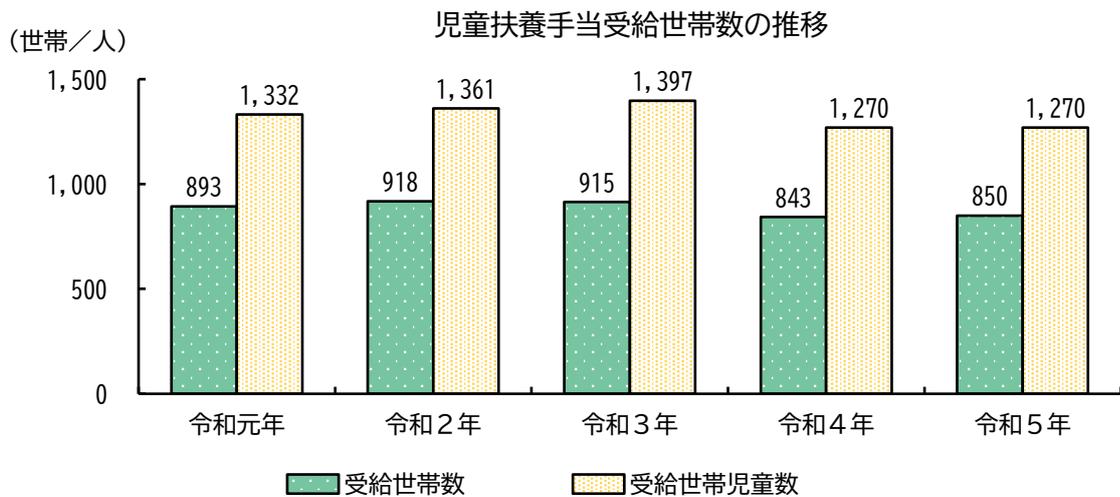
本市の要保護児童件数は増減しています。令和元年と比べ令和5年で、小学生が15件増加しています。



資料：こども家庭課

(4) 児童扶養手当受給世帯数の推移

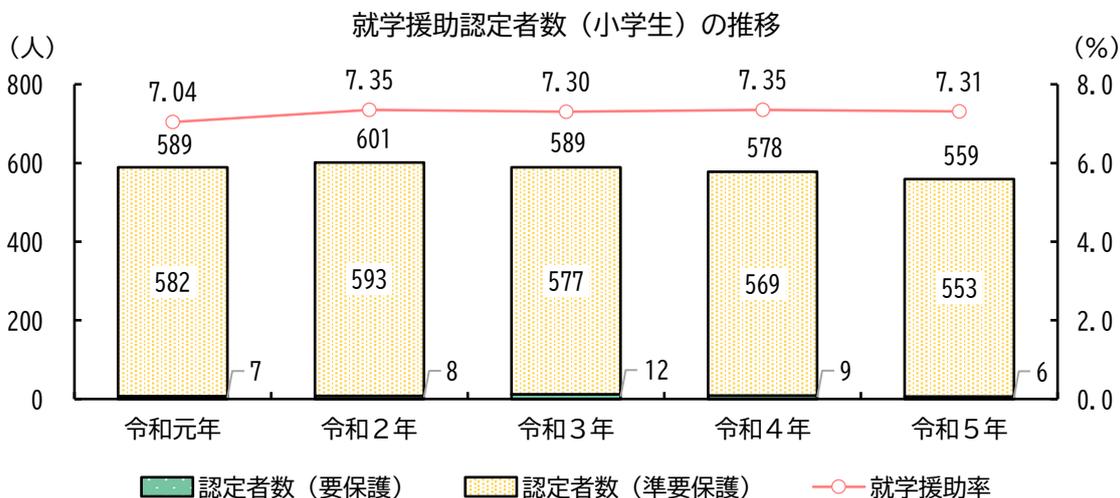
本市の児童扶養手当受給世帯数・受給世帯児童数は減少傾向にあり、令和5年で受給世帯数が850世帯、受給世帯児童数が1,270人となっています。



資料：こども家庭課

(5) 就学援助認定者数（小学生）の推移

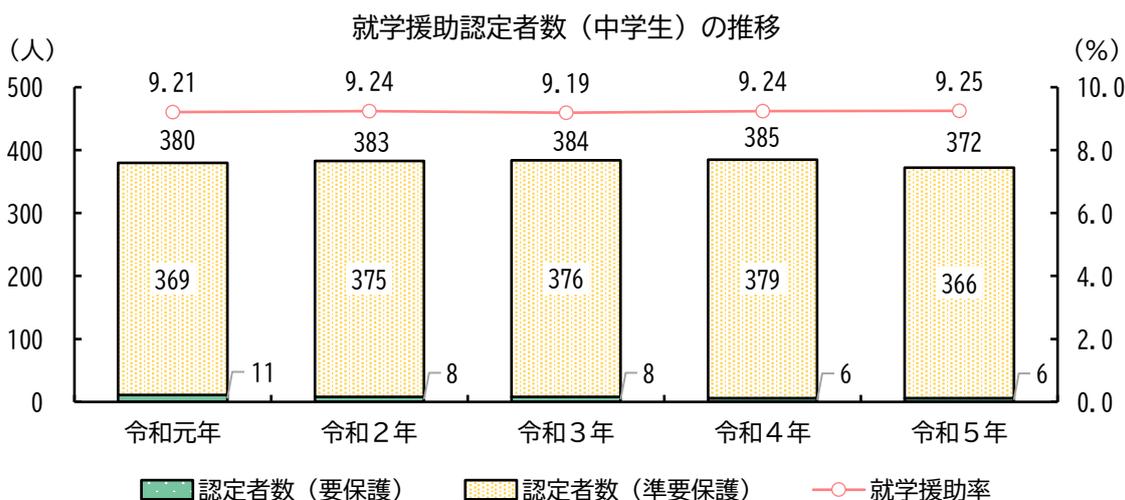
本市の小学生における就学援助認定者数は減少傾向にあり、令和5年で認定者数は559人、認定率は7.31%となっています。



資料：学務課

(6) 就学援助認定者数（中学生）の推移

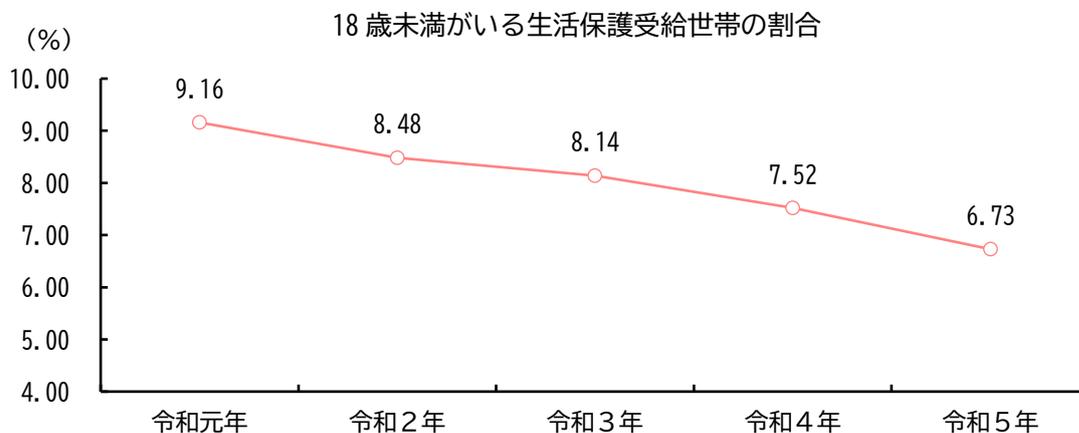
本市の中学生における就学援助認定者数はほぼ横ばいで推移しており、令和5年で認定者数は372人、認定率は9.25%となっています。



資料：学務課

(7) 18歳未満がいる生活保護受給世帯の割合

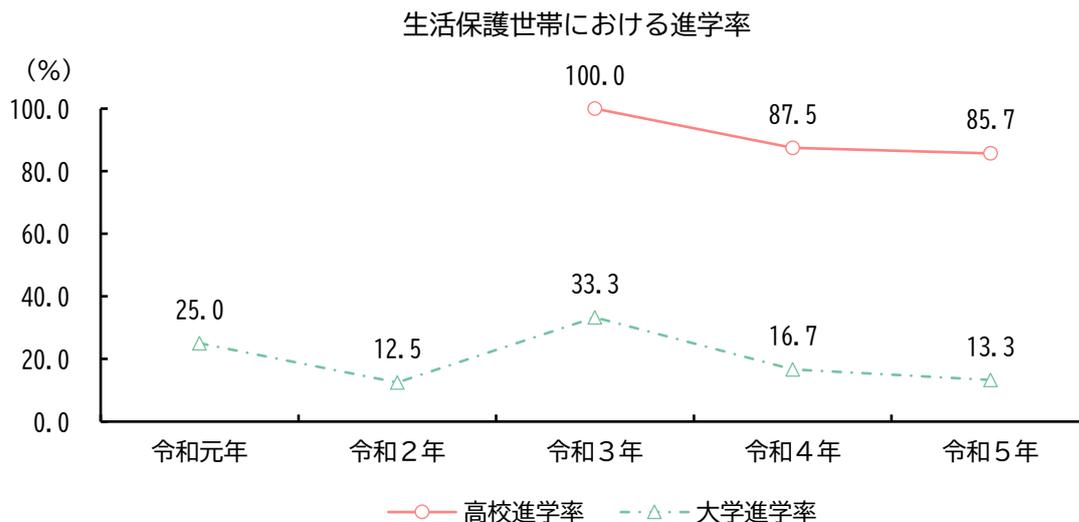
本市において、生活保護を受給している世帯で18歳未満がいる世帯の割合は、過去5年間で減少傾向にあり、令和5年には6.73%となっています。



資料：社会福祉課

(8) 生活保護世帯の進学率

生活保護世帯における進学率について、高校進学率は令和4年以降90%を割っており、大学進学率は過去5年間でほぼ横ばいとなっています。



※ 高校進学率：令和2年度以前のデータなし

資料：社会福祉課

(9) こどもの学力について

令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果をみると、佐倉市の公立小学校は、算数は県の平均正答率を上回りましたが、他は県および国の平均正答率と同程度となりました。公立中学校は、国語、算数ともに県・国の平均正答率を下回りました。

こどもの学力について

(単位：%)

科目	公立小学校		公立中学校	
	国語	算数	国語	数学
佐倉市	67	63	68	49
千葉県	67	62	69	51
全国	67	63	70	51

資料：令和5年度 全国学力・学習状況調査

(10) こどもの体力について

令和5年度の新体力テストで、佐倉市の小学5年生と中学2年生の結果をみてみると、上回る種目も下回る種目もあり、子ども達の体力については、ほぼ県平均の水準といえます。

こどもの体力について

種目	市・県	小5		中2	
		男子	女子	男子	女子
握力 (kg)	佐倉市	17.00	17.63	29.63	23.11
	千葉県	17.13	17.10	29.79	23.48
上体おこし (回)	佐倉市	19.54	19.36	27.54	23.27
	千葉県	20.32	19.13	26.72	22.16
長座体前屈 (cm)	佐倉市	34.34	38.82	49.31	49.72
	千葉県	35.48	40.14	47.01	48.36
反復横とび (回)	佐倉市	43.32	41.71	53.75	47.31
	千葉県	42.66	40.31	51.92	45.94
20m シャトルラン (回)	佐倉市	47.54	40.39	82.15	53.84
	千葉県	49.54	38.93	80.97	52.20
50m 走 (秒)	佐倉市	9.19	9.38	7.75	8.74
	千葉県	9.23	9.51	7.77	8.79
立ち幅とび (cm)	佐倉市	153.43	150.19	198.02	171.04
	千葉県	155.87	148.03	200.28	168.12
ボール投げ* (m)	佐倉市	21.08	13.95	19.84	12.09
	千葉県	21.25	13.52	20.04	12.24

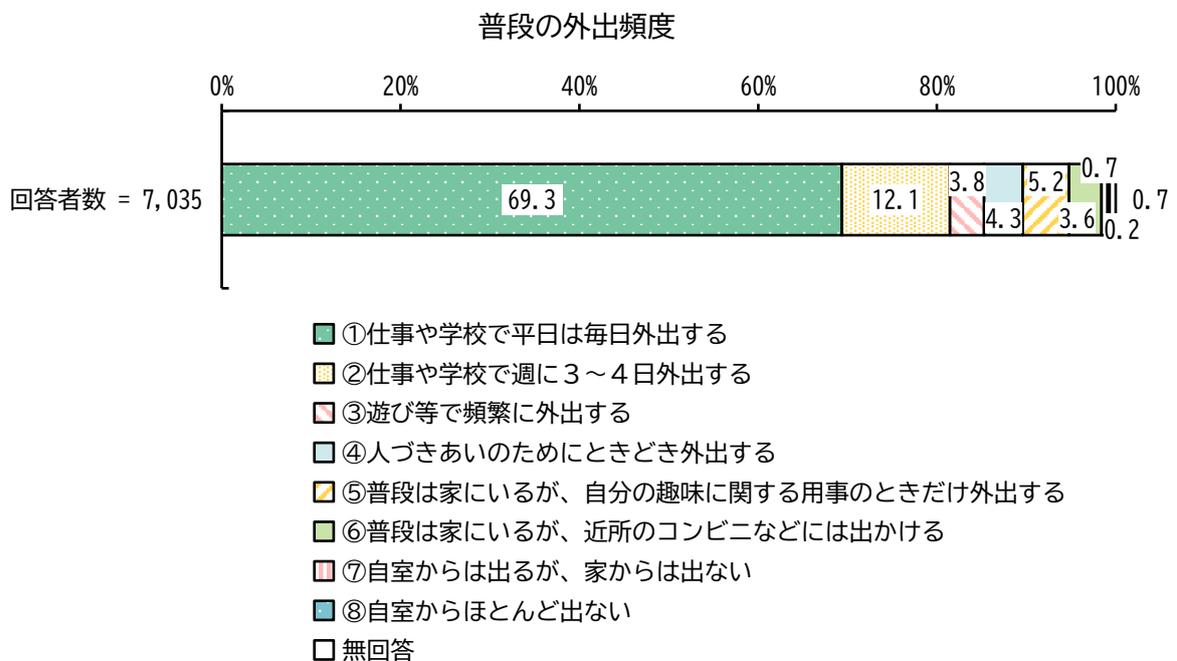
※ 小学生はソフトボール、中学生はハンドボール

資料：令和5年度 千葉県体力・運動能力調査結果

(11) ひきこもりの状態にある者の推計

厚生労働省は、「⑤普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する」「⑥普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「⑦自室からは出るが、家からは出ない」「⑧自室からほとんど出ない」に該当し、原則的には6ヶ月以上自宅に留まり続けている状態を「広義のひきこもり」、「広義のひきこもり」に該当する者のうち、⑥～⑧を「狭義のひきこもり」、⑤を「準ひきこもり」と定義しています。

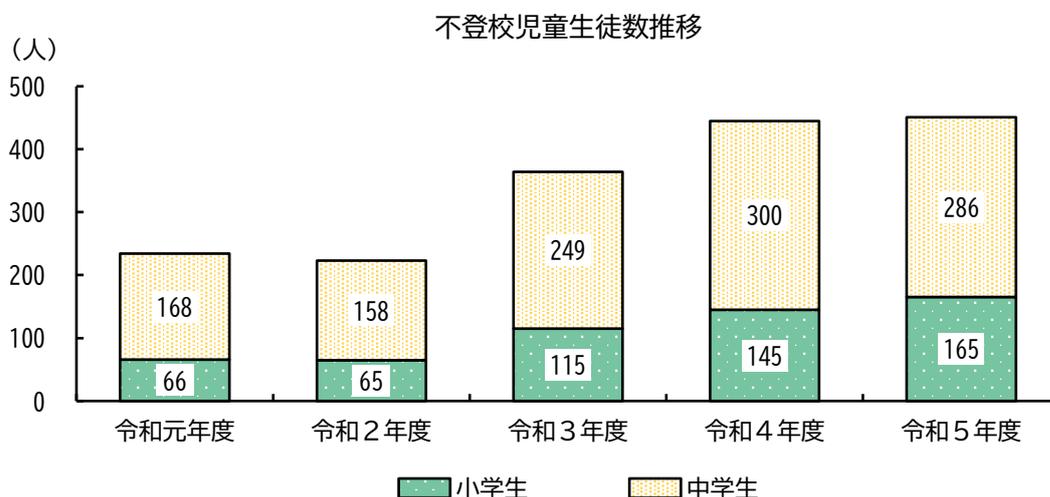
内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」の普段の外出頻度によると、15歳以上39歳以下での⑥～⑧の割合は4.5%で、そのうち1.09%が「狭義のひきこもり」としています。また、⑤～⑧の割合は9.7%で、そのうち2.05%が「広義のひきこもり」としています。令和5年3月末における佐倉市の同年齢者（15～39歳）の数38,258人をもとに計算すると、市内で「狭義のひきこもり」は417人、「広義のひきこもり」は784人と推計されます。



資料：子ども・若者の意識と生活に関する調査（15～39歳）（令和4年度）

(12) 不登校児童生徒数推移

不登校児童生徒数は、年々増加傾向にあります。中学生の人数が多いですが、小学生の人数が徐々に増えている現状があります。

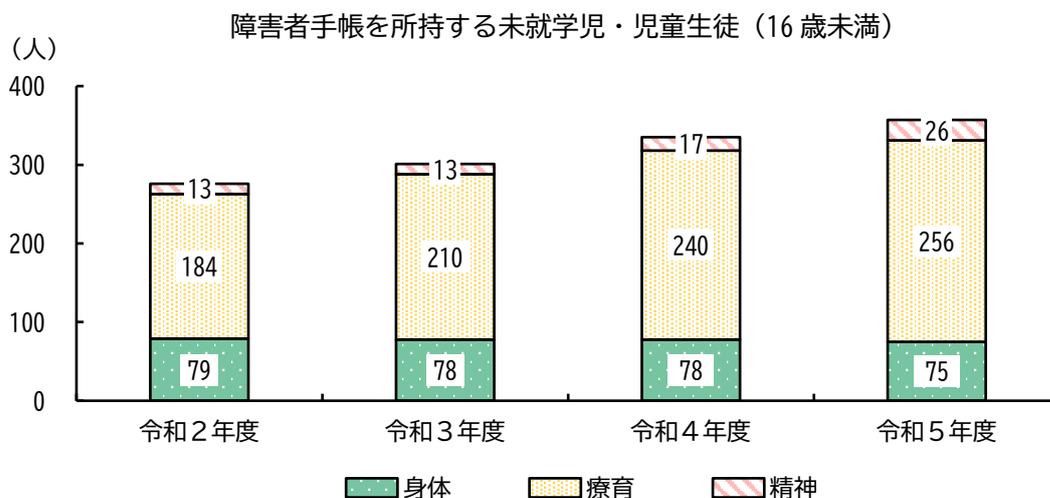


※ 令和3年度から学校に登校していないものすべてが欠席数に入っています（集計方法変更のため）

資料：庁内資料

(13) 障害者手帳を所持する未就学児・児童生徒（16歳未満）

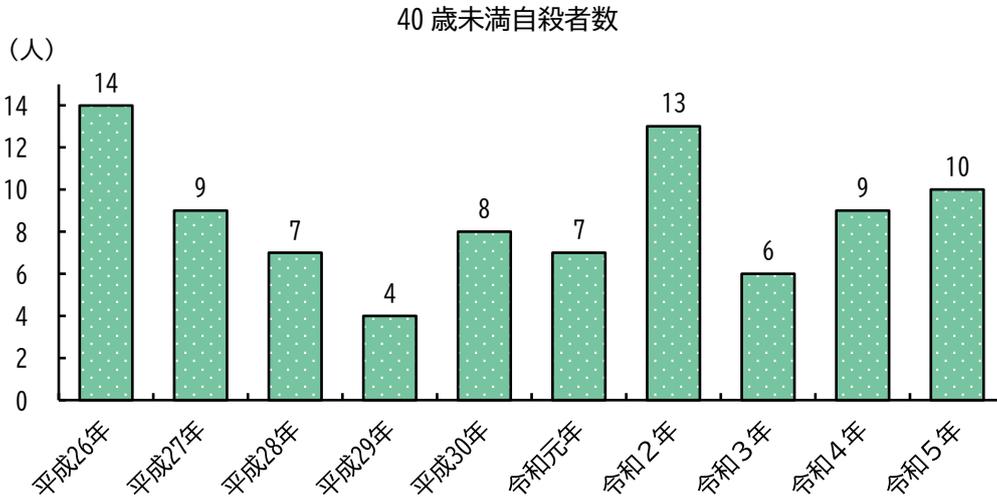
療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の取得数は増加傾向にあります。保護者の障害に対する理解が深まり、取得数が増加していると考えられます。



資料：庁内資料

(14) 40歳未満自殺者数

40歳未満の自殺者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年で10人となっています。

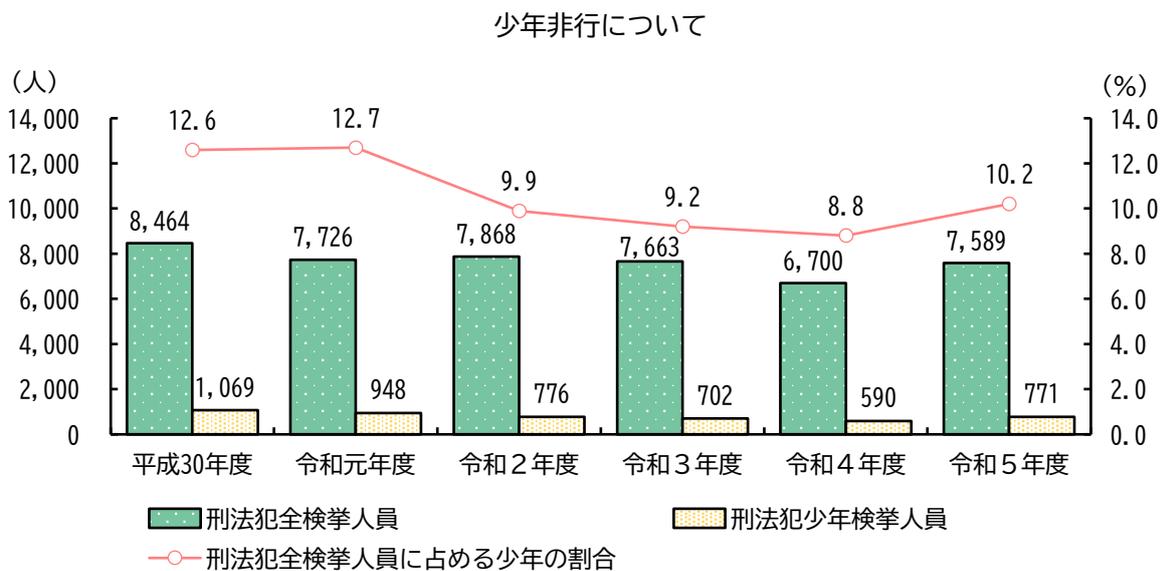


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(15) 少年非行について

令和6年版「ちばの少年非行」によると、千葉県全体における刑法犯少年は令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度では増加しています。

各種犯罪別では、窃盗犯が全体の5割を占める429人となっており、学識別では高校生(47.7%)、次いで有職少年(18.2%)となっており、高校生、有職少年で全体の6割強を占めています。

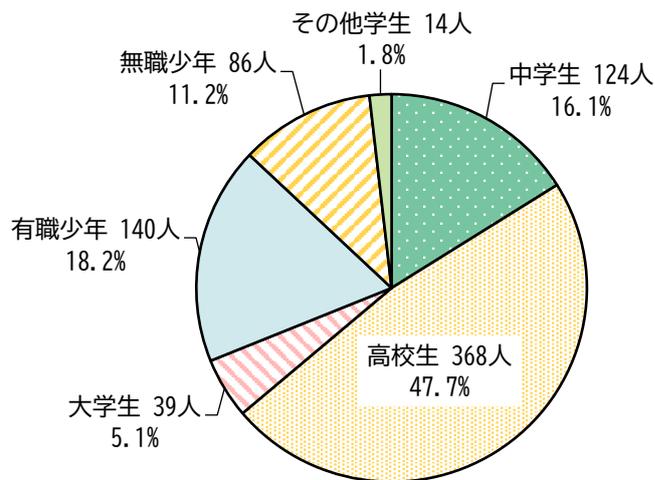


資料：令和6年度「ちばの少年非行」

(単位：人・%)

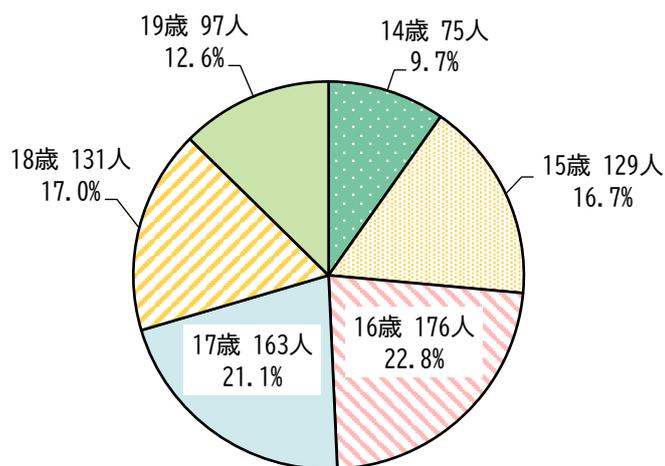
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
刑法犯全検挙人員	8,464	7,726	7,868	7,663	6,700	7,589
刑法犯少年検挙人員	1,069	948	776	702	590	771
刑法犯全検挙人員に占める少年の割合	12.6	12.7	9.9	9.2	8.8	10.2

学識別状況（令和5年 総数 771人）



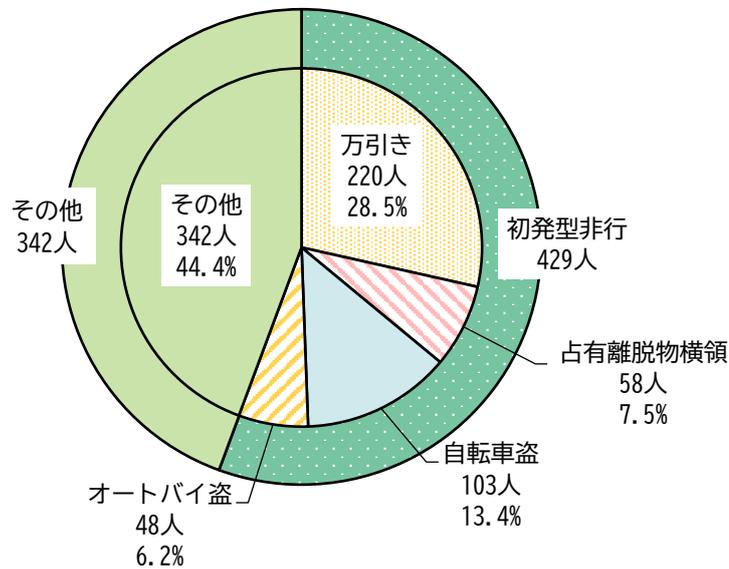
資料：令和6年度「ちばの少年非行」

年齢別状況（令和5年 総数 771人）



資料：令和6年度「ちばの少年非行」

令和5年刑法犯少年に占める初発型非行の割合
(総数 771 人)



資料：令和6年度「ちばの少年非行」

(単位：人・%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
万引き	322	269	182	188	160	220
占有離脱物横領	135	108	86	50	36	58
自転車盗	85	102	80	71	54	103
オートバイ盗	56	45	32	21	25	48
計	598	524	380	330	275	429
刑法犯少年検挙数に占める割合	55.9	55.3	49.0	47.0	46.6	55.6

すくすく*
コラム

身近に潜むインターネット犯罪、トラブル

現代社会において、勉強の手段や友達・家族との連絡手段として、また趣味・娯楽へのアクセスとして、インターネットは、子どもにとってなくてはならないものとなっています。

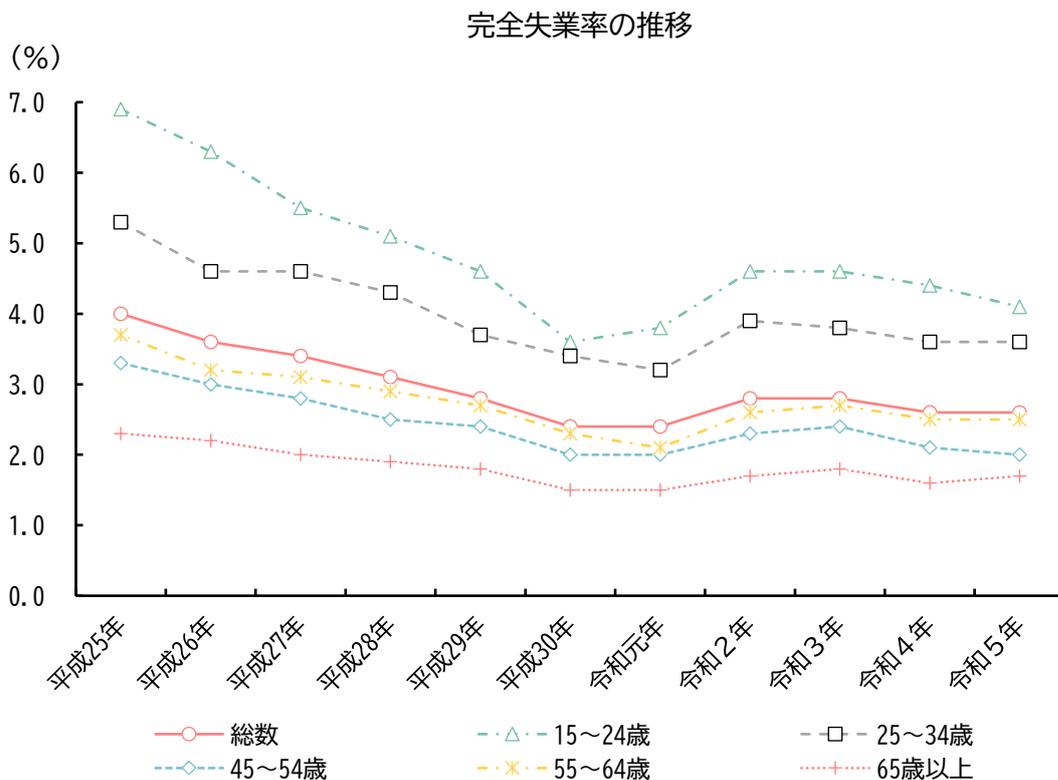
いつでもどこでも様々な情報と繋がることのできる便利な機能を持つ一方で、インターネット上で起こる犯罪やトラブルも増加しています。

最近では、SNS等を通して「闇バイト」に応募したことがきっかけで、犯罪組織に利用されるケースも報道されています。このようなトラブルを回避するためにも、日ごろから保護者や教育機関が子どもとインターネットの適正利用について考えることが大切になります。

(16) 雇用状況について

若年層における完全失業率は、中高年層、高齢層と比べると高い傾向にあります。

年次別にみると、平成30年までは減少傾向にありましたが、令和元年から令和2年に増加し、令和3年で再び減少傾向へと推移しています。



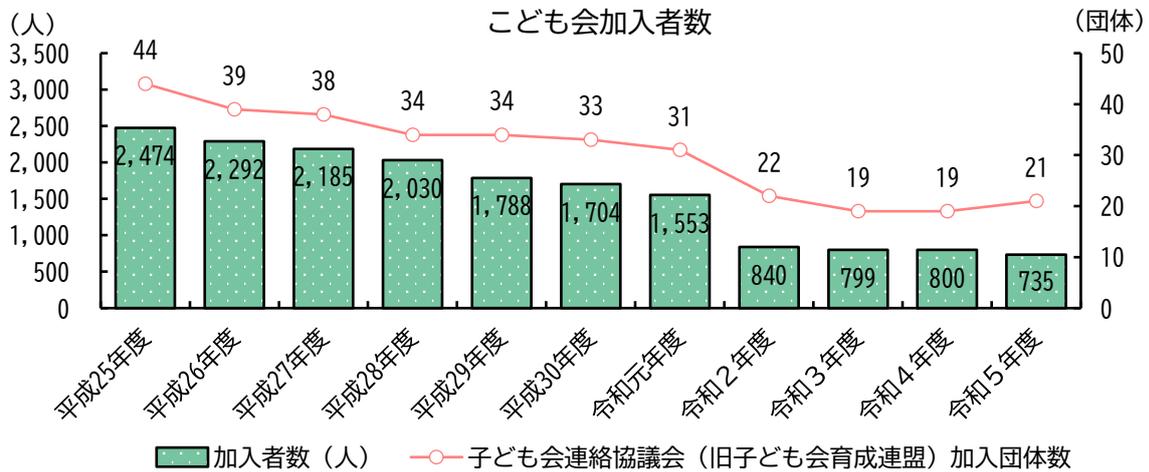
資料：労働力調査結果（総務省統計局）

(単位：%)

	総数	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上
平成25年	4.0	6.9	5.3	3.8	3.3	3.7	2.3
平成26年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2
平成27年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0
平成28年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9
平成29年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8
平成30年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5
令和元年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5
令和2年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7
令和3年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8
令和4年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6
令和5年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7

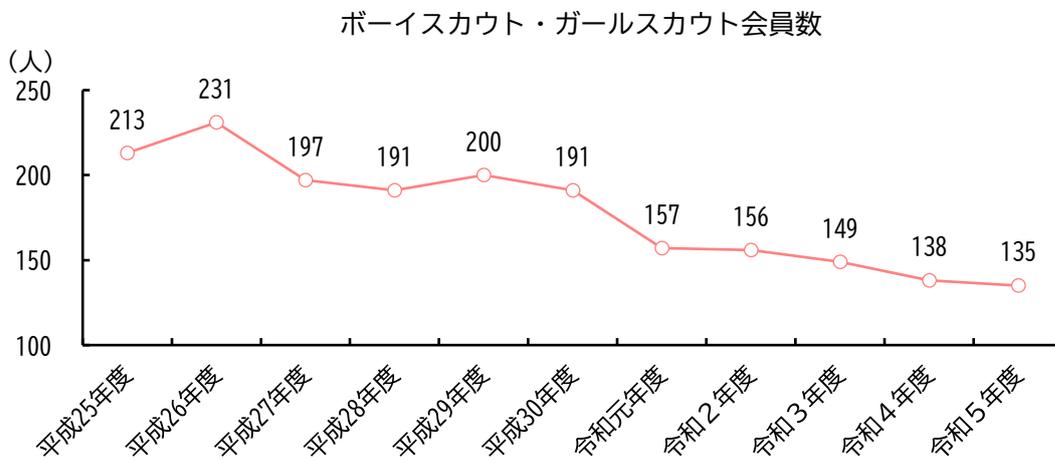
(17) 青少年育成団体への加入者

子ども会連絡協議会（旧子ども会育成連盟）・ボーイスカウト・ガールスカウト育成会の加入者は、ともに減少傾向となっています。特に、こども会では令和2年、ボーイスカウト・ガールスカウト育成会では令和元年で大幅に減少しています。



資料：こども政策課（各3月31日時点）

(単位：人・団体)



資料：こども政策課（各3月31日時点）

(単位：人)

(18) 青少年のスマートフォンの所有率及び利用内容

令和5年度内閣府の実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、自分専用のスマートフォン所持率は、小学生・中学生・高校生ともに男子より女子の割合が高くなっています。

また、インターネット利用内容は、すべての学年・性別で主に「検索する」「動画をみる」「ゲームをする」の割合が高くなっています。

令和5年度 自分専用のスマートフォン所持状況

(単位：%)

	男子	女子
小学生	67.0	73.0
中学生	92.3	93.7
高校生	99.0	99.6

令和5年度 学年別インターネット利用内容

(単位：%)

	回答人数	投稿やメッセージ交換(メールやチャットを含む)	ニュースをみる	検索する	地図を使う	音楽を聴く	動画をみる
小学生男子	481	39.3	33.9	67.8	21.4	40.5	89.0
小学生女子	455	54.1	34.7	78.0	23.3	61.5	92.1
中学生男子	635	70.4	51.8	83.1	43.3	74.0	94.0
中学生女子	606	82.2	52.1	88.0	45.5	86.1	94.2
高校生男子	508	85.8	62.6	89.4	65.6	92.1	95.9
高校生女子	536	91.6	62.5	92.5	70.5	94.2	95.7

	読書をする	漫画を読む	ゲームをする	買い物をする	勉強をする	撮影や制作、記録をする	その他
小学生男子	7.1	7.9	90.6	4.2	66.5	23.1	16.4
小学生女子	9.7	11.4	84.2	5.7	68.1	38.2	18.5
中学生男子	11.8	28.3	95.4	11.2	70.6	28.3	11.5
中学生女子	15.8	34.8	79.2	15.7	75.7	43.1	16.2
高校生男子	22.4	53.3	92.3	31.9	76.2	37.8	11.6
高校生女子	23.5	51.3	71.1	47.9	80.2	54.1	9.3

資料：令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

5 第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

第2期計画で定めた、令和6年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）の達成状況は下表のとおりです。

事業名 (目標の内容)	事業内容		実績値(達成状況) (令和6年4月1日)
	令和2年3月31日 現状値	目標事業量 ※1 (令和2年度～ 令和6年度)	
通常保育事業 (保育園等定員)	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育園での保育を実施する事業		2,597人 (保育園 32園) (認定こども園 8園) (地域型保育事業 3園)
	2,653人	3,003人	
延長保育事業 (延長保育実施施設定員)	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(11時間)を超えて保育を行う事業		2,274人
	2,545人	2,746人	
放課後児童健全育成事業 (学童保育所定員)	保護者が就労等により、日中、家庭にいない小学生に、放課後や長期休業中の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業		1,915人(37か所)
	1,705人(35か所)	1,885人(37か所)	
子育て短期支援事業 (利用可能人数)	保護者が病気やけがによりこどもの養育が困難となった場合に7日間を限度にこどもを預かる事業		100人(1か所)
	100人(1か所)	100人(1か所)	
地域子育て支援拠点事業 (拠点数)	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業		12か所(34,560組)
	18か所(42,665組)	20か所(52,120組)	
(一般型) 一時預かり事業 (利用可能人数)	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育園において一時的な保育を行う事業		28,890人(12か所)
	20,520人(9か所)	25,380人(12か所)	
病児保育事業 (利用可能人数)	病気や病気の回復期にあり、保育園等での集団保育が困難なこどもを一時的に預かる場所		2,430人(3か所)
	885人(3か所)	885人(3か所)	
ファミリーサポートセンター事業 (利用可能人数)	こどもの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)が相互に助け合い、地域の中で子育てをすることを支援する事業		延べ6,372人
	延べ8,000人	延べ8,000人	
(基本型) 利用者支援事業 (相談可能件数)	こどもや保護者の身近な場所で、子育てコンシェルジュが、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業		6,906件
	5,000件	7,100件	
(母子保健型) 利用者支援事業 (相談可能件数)	妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に、保健師等の専門職が相談、支援を実施し、必要に応じて個別プランを作成するなど、保健・医療・福祉等の関係機関による切れ目のない支援を行う事業		847件
	860件	800件	

※1 目標事業量はすべて公立、私立それぞれを合算した数値

資料：庁内資料

6 第4次佐倉市青少年育成計画の進捗状況

第4次計画で定めた関連指標における、計画策定時点と令和5年度実績を比較した関連指標（数値目標）の達成状況は下表のとおりです。

関連指標	事業内容		実績値（達成状況） （令和6年3月31日時点）
	第4次計画現状値	目標	
自己肯定感	自分にはよいところがあると思うと答えた児童生徒の割合		81.0%
	78.7%	増加を目指します	
基本的な生活習慣の形成	朝食を毎日食べていると答えた児童生徒の割合		92.3%
	83.7%	増加を目指します	
ボランティア活動への参加促進	自治会やボランティア団体、NPO団体などが取り組むまちづくり活動に参加した市民（18～29歳）の割合		10.7%
	10.6%	増加を目指します	
若者の就労などへの支援	ひきこもり訪問サポーター派遣事業における電話、メール、訪問などの相談延べ人数		12人
	27人	50人	
困難な状況下にある者への支援	学校に行くのは楽しいと答えた児童生徒の割合		90.4%
	91.4%	増加を目指します	
犯罪抑止する活動の推進	市内における刑法犯認知件数		793件
	905件	減少を目指します	
児童虐待への対応	家庭児童相談における継続相談ケース		443件
	247件	減少を目指します	
青少年育成活動の推進	青少年健全育成団体の取組への満足度		10.6%
	5.5%	15%	
学校と地域の連携	学校ボランティアに協力したことがあると答えた市民の割合		22.8%
	22.9%	増加を目指します	
地域の防犯力の向上	青少年育成団体の実施した夜間パトロールの実施数、参加者数		47回（512人）
	50回（1,288人）	増加を目指します	
インターネットの適正利用	インターネットやSNSの適正な利用や危険について児童・生徒に啓発を実施した回数		1回
	1回	増加を目指します	

資料：庁内資料

7 こども計画策定のためのニーズ調査結果 概要

① 調査の目的

こども・青少年の健やかな成長を支える社会の実現に向けて、こども施策に関する現状やニーズを把握し、佐倉市こども計画を策定するための調査を実施しました。

調査結果については、「佐倉市こども計画策定のためのニーズ調査結果報告書」に記載しています。

② 調査対象

調査の種類	調査対象
小学生本人	小学5年生 327名。地域性・学年人数を考慮して学校を選定
中学生本人	中学2年生 350名。地域性・学年人数を考慮して学校を選定
青少年	15歳～39歳の方の中から、無作為に 900名
就学前児童保護者	市内にお住まいの就学前児童を持つ保護者の中から、無作為に 400名
小学生保護者	回答いただいた小学生本人の保護者 327名
中学生保護者	回答いただいた中学生本人の保護者 350名

③ 調査期間

調査の種類	調査期間	調査方法
青少年	令和6年5月13日～令和6年6月12日	郵送配布、webによる回答
就学前児童保護者		
小学生本人	令和6年5月15日～令和6年6月12日	学校に配布、webによる回答
中学生本人		
小学生保護者		
中学生保護者		

④ 調査方法

郵送による配布、webによる回答

⑤ 回収状況

調査の種類	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生本人	327通	211通	64.5%
中学生本人	350通	322通	92.0%
青少年	900通	226通	25.1%
就学前児童保護者	400通	201通	50.3%
小学生保護者	327通	155通	47.4%
中学生保護者	350通	179通	51.1%

8 佐倉市のこども・若者を取り巻く現状と課題

ニーズ調査結果を踏まえた現状と課題

①保護者の働き方について

就学前児童保護者のアンケート調査では、父親が突出して、「フルタイムで働いており、育休・介護休業中でない」の割合が97.4%と高くなっている一方で、母親の回答は広く分布していることがわかります。

小学生保護者のアンケート調査では、母親が平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が10.1ポイント増加しています。

また、中学生保護者のアンケート調査では、父親が「フルタイムで働いており、育休・介護休業中でない」の割合が97.7%と最も高い一方で、母親は、「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が48.3%と最も高くなっています。

保護者の就労状況をみると、就学前児童保護者・小学生保護者の母親ではフルタイムでの就労が増加しており（それぞれ10.1ポイント、11.4ポイント増）、保育を必要とする市民が多く存在することが想定されます。今後も共働きや保育ニーズの多様化により、一時的な預かり・託児等の需要が見込まれますが、少子化に伴い利用児童数が減少することも想定されることから、地域ごとの動向も見据えて、教育・保育等のニーズの変化に対応していくことが必要です。

②こどもの育ちをめぐる環境について

子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無について、就学前児童保護者・小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査では、「いる／ある」の割合が8割以上と高くなっています。

また、その相手は誰（どこ）かについて、就学前児童保護者のアンケート調査では、「祖父母等の親族」の割合が80.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が73.3%、「保育士」の割合が31.6%となっています。一方、小学生保護者・中学生保護者では、「友人や知人」の割合がそれぞれ80.0%、79.7%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合がそれぞれ78.5%、77.2%、「学校の先生」の割合がそれぞれ23.1%、24.1%となっています。

困難を抱える家庭の状況を行政が把握するためには、公的機関への相談割合をより高くすることが必要です。公的機関への相談が容易かつ気軽に行うことができるよう、教育・保育施設や関係団体と連携しながら周知を行っていく必要があります。

子育てにおいて、悩みや不安を持っているかについて、就学前児童保護者のアンケート調査では、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」の割合が23.4%、「病気や発育・発達に関すること」の割合が22.9%などとなっています。小学生保護者・中学生保護者でのアンケート調査では、「こどもの教育に関すること」の割合がそれぞれ32.9%、36.9%となっています。

小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査では、教育や進路に関する悩みが多くなっており、学業や進学に関するサポートが重要となっています。育児と仕事の両立支援や健康に関する相談体制の充実、教育に関する情報提供や学習サポートの強化が必要です。

③こどもの放課後の過ごし方について

こどもを放課後に、すごさせたい場所について、小学生保護者のアンケート調査では、「自宅」の割合が73.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が50.3%、「公園」の割合が45.8%となっています。

中学生保護者では、「自宅」の割合が80.4%と最も高く、次いで「部活動」の割合が73.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が39.7%となっています。

自宅での過ごし方に加え、習い事や公園などの活動をバランスよく提供できる環境が求められます。

④ヤングケアラーについて

小学生では、ヤングケアラーについて「知らない」と答えた割合が73.0%と高く、中学生では45.7%、青少年で24.3%となっています。年齢が上がるにつれて認知度が高くなり、内容も知っている割合が増えています。特に小・中学生における周知が必要となっています。

⑤子育て支援の認知度について

事業や場所の認知度について、就学前児童保護者のアンケート調査では、『保育園や幼稚園などの園庭開放』の認知度が86.6%と高くなっています。一方、『SNS等を活用した相談事業（親子のためのSNS相談@ちば）』の認知度は5.5%と低くなっています。

また、平成30年度調査と比較すると、『市こども家庭課・子育て世代包括支援センター（子育て総合相談窓口）』の認知度が22.8ポイント増加しています。

保護者が必要な情報にアクセスしやすく、多様な支援を受けられる環境を整えることが重要です。特に、オンライン相談事業の認知度向上と利用促進に注力することで、保護者の不安や悩みを解消する支援体制の充実が必要です。

⑥地域における子育て情報の取得について

地域活動の情報取得について、小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査ともに、「回覧板」の割合がそれぞれ58.1%、55.9%と最も高く、次いで「学校を通じたチラシ」の割合がそれぞれ51.0%、47.5%、「市の広報紙」の割合がそれぞれ25.8%、18.4%となっています。

回覧板、学校のチラシ、市の広報紙以外にも、デジタルメディアやSNSなどの情報提供手段の導入を検討することが必要です。

⑦こどもの権利について（保護者）

「子どもの権利条約」の認知度について、就学前児童保護者のアンケート調査では、「言葉も内容も知っている」の割合が41.3%と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」の割合が39.3%、「知らない」の割合が19.4%となっています。

小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査ともに、「言葉だけは聞いたことがある」の割合がそれぞれ46.5%、42.5%と最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」の割合がそれぞれ

れ29.0%、32.4%、「知らなかった」の割合が24.5%、25.1%となっています。

「こども基本法」の理念の実現を図るためには、こどもを権利ある存在として適切に扱うことが求められます。佐倉市において、「子どもの権利条約」の内容について知っている割合は50%を下回る状況となっており、今後、更なる周知が必要です。

⑧こどもの権利について（こども本人）

小学生本人・中学生本人のアンケート調査では、「子どもの権利条約」の認知度について、「言葉も内容も知っている」の割合が小学生本人が42.7%、中学生本人が64.9%と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」の割合が小学生本人が33.6%、中学生本人が22.4%、「知らなかった」の割合が小学生本人が23.7%、中学生本人が12.7%となっています。

また、周りに「外国にルーツを持つこども」がいるかについて、「いない」の割合が小学生本人が57.8%、中学生本人が50.0%と最も高く、次いで「いる」の割合が小学生本人が31.8%、中学生本人が45.3%となっています。外国をルーツに持つ人の困りごとについて、「特にない」の割合が小学生本人が60.0%、中学生本人で64.3%と最も高くなっていますが、「授業内容の理解」や、「日本文化や日本での生活」等の回答も見受けられます。

子どもの権利条約については一定の認知度がある一方で、さらなる周知、啓発が必要です。また、外国にルーツを持つこどもが一定の割合でいるため、言語や文化の面での支援が必要となっています。

⑨人との付き合い・居場所について

小学生本人・中学生本人のアンケート調査では、インターネット上における人やグループとの関わり方について、『(3) 楽しく話せる時がある』『(4) こまったときは助けてくれる』で「そう思う」の割合が高くなっています（小学生本人はそれぞれ61.1%、46.4%、中学生本人はそれぞれ41.9%、23.6%）。一方、『(1) 会話やメール等をよくしている』『(5) 他人には言えない本音を話せることがある』で「そう思わない」の割合が高くなっています（小学生本人はそれぞれ54.0%、46.4%、中学生本人は55.3%、56.5%）。

また、スマートフォン等の利用時間について、小学生本人のアンケート調査では、平日「1時間以上、2時間より少ない」の割合が22.7%と最も高く、次いで「2時間以上、3時間より少ない」の割合が17.5%、「1時間より少ない」の割合が16.1%となっています。土日祝日では、「4時間以上」の割合が25.1%と最も高く、次いで「2時間以上、3時間より少ない」の割合が17.1%、「1時間以上、2時間より少ない」の割合が16.1%となっています。

中学生本人のアンケート調査では、平日「3時間以上、4時間より少ない」の割合が27.0%と最も高く、次いで「2時間以上、3時間より少ない」の割合が21.4%、「1時間以上、2時間より少ない」の割合が20.8%となっています。土日祝日では、「4時間以上」の割合が48.4%と最も高く、次いで「3時間以上、4時間より少ない」の割合が20.5%、「2時間以上、3時間より少ない」の割合が15.5%となっています。

また、居場所の有無について、「ある」の割合が小学生本人で91.9%、中学生本人で95.3%、「ない」の割合が小学生本人で4.3%、中学生本人で4.7%となっています。その居

場所がどこかについて、「家庭」の割合が小学生本人で91.2%、中学生本人で89.6%と最も高く、次いで「学校」の割合が小学生本人で39.2%、中学生本人で40.1%となっています。

インターネット上での交流は一部で楽しい時間やサポートとして役立っているものの、本音で話すなどの深いコミュニケーションにはあまり利用されていません。また、インターネットを利用して、嫌な思いをしたり、困ったりしたことがあると回答した方がいることから、こども・青少年のスマートフォン、インターネットの適切な利用や危険性についての啓発など、情報教育の推進が必要です。さらに、多くのこどもたちは家庭を主要な居場所と感じているなかで、学校や塾、公園も重要な居場所となっていることから、公園や学校外での安心・安全なこどもの居場所作りが求められています。

地域社会やコミュニティセンターなど、さまざまな居場所を提供し、こどもたちが多様な環境で自分を表現し、成長できる機会を増やすことが重要です。

⑩外出について

青少年のアンケート調査では、普段どのくらい外出するかについて、「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が73.5%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」の割合が10.6%となっています。一方、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する」から「自室からはほとんど出ない」に回答したほとんど外出しない割合は7.1%となっています。

外出しなくなったのはいつ頃かについて、「20歳～24歳」の割合が37.5%と最も高く、次いで「15歳～19歳」の割合が25.0%、「25歳～29歳」、「30歳～34歳」、「35歳～39歳」の割合が12.5%となっています。

外出しなくなってからどのくらい経過したかについて、「1年～3年未満」の割合が25.0%と最も高く、次いで「3年～5年未満」、「10年～15年未満」の割合が18.8%となっています。

ほとんど外出しなくなったきっかけについて、「病気になったこと」の割合が31.3%と最も多く、次いで「就職活動がうまくいかなかったこと」の割合が25.0%、「学校・職場になじめなかったこと」、「妊娠・出産をしたこと」の割合が12.5%と続きます。

外出しなくなる傾向が「15歳～24歳」の若年層に集中していることから、この年齢層への早期介入が重要です。特に、学校や職場での適応支援や、就職活動におけるサポートを強化することが求められます。

また、長期的に外出しなくなる人々に対して持続的なサポートが必要です。他にも、育児中の保護者に対する支援体制を強化する必要があります。